

ハクビシン・アライグマの被害でお困りのかたへ

目黒区では、ハクビシン・アライグマの被害でお困りの方を対象に、相談・捕獲処分業務を実施しています。お困りの方は、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。
なお、事業の実施にあたっては、要件がありますので、詳細は裏面をご覧ください。

令和6年度ハクビシン・アライグマ相談・捕獲処分専用ダイヤル

電話 03-5876-6399

(区が契約している専門業者につながります。)

受付時間 月～金曜日（祝休日、年末年始を除く。） 9:00～17:00

ハクビシンの特徴（出典：東京都環境局）



アライグマの特徴（出典：東京都環境局）



※タヌキは古くから日本にいる在来生物です。そのため区では駆除や捕獲は行っておりません。

被害を防ぐためできること

- 建物の侵入口になる隙間（換気口等）をふさぎましょう。
- 屋根に登れる庭木の枝は剪定しましょう。
- 敷地内の果物の実は早めに収穫するか、網をかけましょう。
- ペットフードの残りや生ごみを外に放置しないようにしましょう。



（裏面に続く）

ハクビシン・アライグマ相談・捕獲処分業務について

☆対象場所

被害が発生している一般住宅・民間集合住宅及び店舗・工場・事務所

次の建物及びその敷地は対象外です。

- ・公立の施設
- ・都営住宅並びに住宅都市整備公団及び東京都住宅供給公社の賃貸住宅
- ・私立の学校

☆事業実施の要件（次の要件をすべて満たす方）

○区内に対象となる家屋を所有している。

○家屋等に侵入され、実際に糞等の被害を受けている（委託事業者が現地調査を行い判断します。）。

○委託事業者による箱わなの設置や回収の際に、立会いが可能であり、動物が捕獲された場合は、速やかに連絡できる。

○毎日、箱わなの見回りとエサ（りんご等）の管理・付替えができる。

※庭や道路で「見かけた」だけでは箱わなの設置はできませんので、ご注意ください。

☆事業の流れ

- ①ハクビシン・アライグマによる被害でお困りの方は、**専用ダイヤル**にお電話ください（委託事業者に直接繋がります）。
- ②鳥獣捕獲許可の資格を持つ委託事業者が、ハクビシン・アライグマによる被害があるか、現地調査を行います。被害を受けていると判断した場合、委託事業者が箱わなを設置します。
- ③被害のある場所の所有者（管理者）の方が、必ず毎日、箱わなの見回りを行い、箱わなに動物が捕獲された場合は、**委託事業者**（連絡先は現地調査時にお知らせします。）に連絡してください。
- ④委託事業者が、箱わなと動物の回収に伺います。

◇箱わなの貸出期間は原則3週間・最大6週間（1回限り延長可能）です。

◇**箱わなの貸出は、1年度につき、1回限りです。**

◇箱わなの貸出、捕獲された動物の回収費用は**無料**です。箱わなに設置するエサは、初回は委託事業者が用意しますが、その後は自己負担になります。ただし、65歳以上の高齢者又は障害者のみで構成される世帯の場合は、委託事業者によるエサの付替えも可能ですので、ご相談ください。



↓目黒区の過去の事業実績は、ウェブサイトに詳細が載っています↓

トップページ>くらし・手続き>環境>自然・環境



>野生生物・生物多様性>ハクビシン・アライグマ対策



〈担当〉 目黒区環境清掃部環境保全課環境計画係

電話 5722-9357 ファックス 5722-9401